

第4章 参画参加と協働

(村民の参画参加)

第7条 村民は、むらづくりの主役として村政運営に参画参加する権利があります。

2 村は、むらづくりの重要な計画の策定、実施及び評価のそれぞれの過程において、村民の参画参加を推進します。

(満20歳未満の村民の参画参加)

第8条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいむらづくりに参画参加する権利があります。

(村民参画参加の推進)

第9条 村は、村民のむらづくりへの参画参加推進の拡充に努めます。

(協働の推進)

第10条 村民、議会及び村は、それぞれの役割と責務の下に、協働のむらづくりを推進します。

2 村は、協働のむらづくりを推進するため、自主的及び主体的に取り組むむらづくりの担い手に対して、必要な支援を行います。

(コミュニティ活動の推進)

第11条 村民は、お互いに助け合い安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、主体的な取組に努めます。

2 村民と村は、コミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを守り育てます。

3 村は、むらづくりの担い手であるコミュニティの自主性と主体性を尊重しながら、必要な支援を行います。